

改正地方税法に基づくふるさと納税制度への本市の早期参加を求める意見書

令和元年6月1日に施行された改正地方税法に基づき、新たなふるさと納税制度がスタートしたことを受け、本市は、新たに指定制度となったふるさと納税への参加申請を行った。

しかし、総務省からは制度への参加を認められなかった。

そこで、本市は総務省の決定見直しを求め、第三者機関の国地方係争処理委員会に申し立てを行ったところ、同委員会から総務大臣に対し、再検討を促す勧告が出された。

同委員会の勧告は、本市の主張を大筋で認めるものであったため、本市議会としても歓迎した。しかしながら、総務大臣は勧告を受けたにもかかわらず、本市の参加を認めないことを再度決定したことは誠に遺憾である。

これまで、本市は、改正地方税法に基づく新たなふるさと納税制度への参加が認められた場合、法律を遵守するのは自治体の当然の責務であると表明してきた。

一方、ふるさと納税制度は、地域活性化に大きく寄与する施策である。

今回の本市と総務省との対立は、共に制度をさらによくしたいと追求する中で、お互いの認識や立場の相違から生まれたものであり、本来は対立関係になく、同じ方向を向き、共に地方創生に歩むことが、本市のみならず、わが国全体にとっても有益になると確信する。

このため、本市議会は、改正地方税法に基づくふるさと納税制度への本市の早期参加を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和元年10月18日

泉佐野市議会